

令和7年度 就学支援金・臨時支援金・奨学給付金の周知用リーフレット①

大切なお知らせ

高校生の学びを支えます。

● 高等学校等就学支援金 ● 高校生等臨時支援金

高等学校等就学支援金
(年収約910万円未満世帯(次頁参照))

及び

高校生等臨時支援金
(年収約910万円以上世帯)

により、授業料の支援を受けることができます。

支援を希望される方には、**学校からの案内に従って、申請手続きが必要**となります。

支給額のイメージ

※1 私立高校(通信制)は29万7,000円、国公立の高等専門学校(1～3年)は23万4,600円が支給上限額
 ※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安(家族構成別の年収目安は次頁下表参照)
 ※3 令和8年度からの所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引き上げも含めたいわゆる「高校授業料の無償化」を別途検討中です。

学校により、就学支援金及び臨時支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトには、制度の最新・詳細情報などを掲載しています。

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

高校生等への修学支援 検索

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

大切なお知らせ

高校生の学びを支えます。

奨学のための給付金 **高校生等奨学給付金**

教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する
返還不要の給付金です。

対象世帯

- 生活保護世帯
- 住民税所得割が非課税の世帯

※ 家計が急変して非課税相当になった世帯も対象になります。

お申し込み

- お住まいの都道府県または学校への申し込みが必要です。
- 新入生**は、4～6月に**一部早期支給**の申請ができます。

※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。
 ※ 都道府県によって実施状況が異なります。

令和7年度の給付額

世帯状況	給付額(年額)	
	国公立	私立
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	3万2,300円	5万2,600円
非課税世帯【全日制等】	14万3,700円	15万2,000円
非課税世帯【通信制・専攻科】	5万500円	5万2,100円

※ 家計急変の場合は、申込み月によって給付額が変わります。

詳しくは、**お住まいの都道府県または学校**にお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトに都道府県のお問合せ先などを掲載しています。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

リーフレット掲載先(文科省HPリンク): https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

